

証明発給の申請に必要な疎明資料
(資料は全て原本である必要がある)

●在留証明

- (1)本人確認書類(有効な旅券等)
- (2)当事者の滞在期間を確認できる文書(滞在登録証、公共料金の請求書・領収書、賃貸契約書、旅券の出入国スタンプ等)
- (3)住所を立証できる文書(滞在登録証、公共料金の請求書・領収書等)

※一つの文書が(2)及び(3)を兼ねる場合、当該の一文書で証明発給が可能です。

※在留証明の発給には、現地で既に3か月以上滞在していること、又は3か月以上の滞在が見込まれていることが必要です。

※消費免税制度を利用するための在留証明の発給については、当地に継続して2年以上居住しており、その事実を証明できる資料を提示することが必要です。

●公文書上の印章(署名)の証明

- (1)本人確認書類(有効な旅券等)
- (2)証明を受けようとする公文書(我が国の公文書又は独立行政法人、特殊法人、学校の発行する文書であり、現に有効な文書である必要がある。)

●署名(拇印)証明

- (1)本人確認書類(有効な旅券等)
- (2)署名すべき関係書類(未署名のもの)

※申請者の署名(拇印)を単独で証明する場合は(1)のみ、文書上の署名を証明する場合は(1)及び(2)が必要

※その他の証明については、大使館にお問い合わせください(ryouji@be.mofa.go.jp、+996-312-375-515,+996-312-375-516)